令和７年度　交通空白地域の新たな交通施策の調査及び導入準備業務

プロポーザル仕様書

１　業 務 名

令和７年度　交通空白地域の新たな交通施策の調査及び導入準備業務

　　（「交通空白」解消緊急対策事業）

２　業務の目的

久万高原町は、愛媛県下一の面積を有しており、路線バスだけでは全ての移動ニーズをカバーできず、また、ニーズの多様化により求められるサービスも様々である。一方で、公共交通サービスの担い手も慢性的に不足しているため、今の時代に合った本町独自の地域公共交通の在り方を模索していく必要があることから、令和６年３月に「久万高原町地域公共交通計画」を策定した。

現在、町内全域が「交通空白」または将来的に「交通空白」になる可能性のある状　況にあることに加え、令和８年４月に民間路線バスの路線の見直しが見込まれており、新たな交通施策を導入しない限り、地域住民の移動手段を維持することが困難な状況にある。本事業では、令和８年４月以降の新たな交通施策（デマンド交通やスクールバス等）の導入に向け、必要な調査及び導入支援を行うことを目的とする。また、地域内での合意形成を図るとともに、令和８年度以降に向けた対応策や考え方を地域住民や議会等に共有し、地域全体で交通を支え合う意識を醸成することを目的とする。

３　委託期間

契約締結日から令和８年２月２７日（金）

４ 業務内容

本業務は、国土交通省が実施する「「交通空白」解消緊急対策事業」を活用して、町と　連携して事業であり、内容は次のとおりとする。

（１）交通課題の洗い出し・ヒアリング

町担当課へのヒアリングを実施し、洗い出しされた交通課題の発生要因、重要　度及び緊急度等を確認する。

（２）既存データ分析

町が有する既存データ（過去の調査結果等）を分析する追加で必要な定量・定性調査の仮説を構築する。

（３）定量・定性調査

定量調査では、町内の計2,000戸（予定）にアンケートを郵送等で配布・回収し、住民の交通ニーズを把握する。定性調査では、交通事業者や地域住民等に対するヒアリングを通じ、課題調査を行う。

（４）交通課題の整理、次年度以降の事業案検討

（１）～（３）の調査結果をもとに、注力すべき地域と課題を整理したうえで、それに応じた運行形態や導入スキーム等についても具体的に検討する。あわせて料金設定や集客の見込み、事業費の積算等についても具体的に検討する。

（５）地域内での合意形成

交通事業者等と事業案を共有し、実施時の懸念事項や課題を明確にする。必要に応じて対策案を提示し、再度関係者間で合意形成を図る。

（６）令和８年４月以降に必要な知見の周知

地域住民や交通事業者等を対象に町が抱える課題や問題意識、行政としての意向を広く周知・共有することで、令和８年度以降における新たな交通施策を地域全体で推進できる体制づくりを図る。あわせて、令和８年度以降にデマンド交通等の事業を行う場合に備え、運行管理やシステム活用に関する具体的なノウハウの習得を目的とし、必要な知見や他地域の事例等も共有する。

（７）令和８年度以降計画策定

久万高原町地域公共交通計画との整合を図りつつ、当年度の各調査及び検討結果を踏まえ、令和８年度以降の実施計画を策定する。

・計画書　１部

・アンケートの実施結果（考察を含む）　１部

・上記データを格納した電子データ（ＣＤ－Ｒ）　１部

（８）町が運営する地域公共交通会議の運営支援（概ね３回）

（９）提出書類の作成

　　　　・業務着手届

　　　　・工程表

　　　　・業務完了届

　　　　・完了検査願い

　　　　・その他町が指示する書類

（10）打合せ

打合せは、業務着手時、中間打合せのほか、必要に応じて適宜実施する。

５ その他

（１）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（２）受託者は、久万高原町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（３）受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

（４）本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。

（５）本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、業務の完了をもって全て町に移転する。